

指定管理者募集（山形県体育館・山形県武道館）に係る質問及び回答

（令和 7 年 9 月 5 日現在）

番号	質問内容	回答
1	<p>山形県体育館及び山形県武道館（以下「本施設」と称します。）は、報道等によれば 2030(令和 12)年度に撤去期限を迎えるとされています。</p> <p>本施設「指定管理者募集要項」の 1 ページ 1- (2)「指定管理期間」では、令和 11 年 3 月 31 日までとなっておりますが、同年 4 月 1 日以降の本施設のあり方について、雇用等との関連がありますので、現時点での考えや撤去等のスケジュールをお示してください。</p>	<p>令和 11 年 4 月 1 日以降の施設のあり方等については、現時点では未定です。</p>
2	<p>上記 1 に関連して、仮に同年 4 月 1 日以降本施設の貸出を行わないとすれば、臨時休業期間を設定し、3 月 31 日までに指定管理者が設置した設備、備品等を撤去することになるのでしょうか。</p> <p>仮定のことではありますが、最終年度(令和 10 年度)の貸出期間は、経費積算との関連がありますのでお考えをお示してください。</p>	<p>令和 11 年 4 月 1 日以降の施設のあり方等については、現時点では未定のためお答えできません。</p>
3	<p>上記 1、2 に関連して、現在山形市と共同で「新スポーツ施設整備計画」が検討されていると承知していますが、その進捗状況によっては、逆に同年 4 月 1 日以降貸出期間の延長や、指定管理期間途中での撤去などもあり得るのでしょうか。</p> <p>その場合の県としての対応について、雇用等との関連がありますのでお考えをお示してください。</p>	<p>令和 11 年 4 月 1 日以降の施設のあり方等については、現時点では未定です。</p> <p>また、指定管理者募集要項 13 ページに記載のとおり、指定管理期間中に自然災害や安全管理上の必要性、情勢の変化等、県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合には、業務の継続の可否について協議いたします。</p>